

◎ 不登校の生徒などを対象とした特別な選抜による募集 (実施要項 p.20)

第7 不登校の生徒などを対象とした特別な選抜による募集

1 募集人員等

一般募集に併せて実施する。

募集人員は定めず、選抜要領に従って各学校の実情に応じて選抜し、入学許可候補者を決定する。

ただし、この選抜による入学許可候補者数は、募集人員に含まれる。

2 実施する高等学校

原則として、全日制の課程及び定時制の課程の全ての学校、学科等で実施する。

3 出願資格

令和9年3月31日までに中学校を卒業する見込みの者で、中学校在学中に一過性のつまずきなどにより不本意な中学校生活を送った者で、在学中中学校長が、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜による出願に該当すると認めた者。

4 出願及び書類の提出

第3の3(6ページ)に準ずる。ただし、次のことに留意する。

(1) 電子出願システムの案内に従い、「不登校特別選抜による募集」を選択する。

(2) 第3の3(2)エについては、出身中学校長は、「自己申告書」(様式7)を、志願先高等学校長に電子出願システムの案内に従って提出する。

ただし、第6の3または4(18ページ)における中学校から出願する場合、中学校がまとめて郵送若しくは持参、または志願者が郵送若しくは持参により提出する。

(3) 第2志望を認める高等学校に出願し、第2志望を希望する場合は、電子出願システムの案内に従い、選択又は入力すること。

(4) 全ての出願書類が提出された志願者を、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜の対象とする。

5 第2志望の扱い

第2志望を認める高等学校の学科等において、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜に志願した者が第2志望を申告したときは、第2志望の学科等においてはこの選抜の対象としない。

6 志願先変更

第3の7(8ページ)に準ずる。ただし、次のことに留意する。

第3の7については、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜に出願した者は、1回に限り、他の不登校の生徒などを対象とした特別な選抜を行う高等学校又は一般募集を行う高等学校に志願先を変更することができる。ただし、他の高等学校の「不登校の生徒などを対象とした特別な選抜」に志願先を変更する者は、「自己申告書」等を、新たな志願先高等学校へ提出する。

提出方法は、4(2)に準ずる。

7 学力検査

第3の10(9ページ)により行う。問題は他の志願者と同じとする。

8 面接

個人面接を実施する。

その他、第4(12ページ)による。

9 特色検査

特色検査を実施する高等学校、学科・コース等の志願者は、他の志願者と同様に特色検査を受検しなければならない。

内容等については、第5(13ページ)による。

10 選抜

高等学校長は、選抜要領に従い、厳正に選抜を行う。

11 その他

ここで定めた内容以外の事項については、第3(6ページ)に準ずる。

◎ 面接 （実施要項 p.12）

第4 面接

1 実施日

(1) 令和9年2月26日（金）に実施する。開始時刻は、原則として午前9時とする。

ただし、「追検査受検願」（様式14）を提出した志願者は、受検できない。

(2) 定時制の課程における特別募集及び秋季募集については、別に定める。

(3) 追検査での面接は実施しない。

ただし、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜による募集、帰国生徒特別選抜による募集、外国人特別選抜による募集及び定時制の課程における特別募集において追検査を実施した場合は、令和9年3月2日（火）の追検査終了後に実施する。

2 方法

個人面接又は集団面接とする。

ただし、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜による募集、帰国生徒特別選抜による募集、外国人特別選抜による募集及び定時制の課程における特別募集においては、個人面接とする。

3 内容

(1) 志願者は、これまでの自分の体験を振り返り、力を注いだことや努力をしたこと、また高等学校入学後や将来取り組んでみたいこと、自己PRなどについて、自己評価資料（様式6）を参考に、自らの言葉で表現する。

(2) 高等学校長は、学科・コース等の特色に応じて、質問の内容を定める。

4 その他

(1) 急病その他やむを得ない事情により面接を受けられないときは、その事由を証明する書類を、出身中学校長を経て、当日までに志願先高等学校長に提出しなければならない。

(2) 高等学校長は、面接実施日の前日までに、志願者へ集合時間を指示する。

◎ 不登校の生徒などを対象とした特別な選抜要領 (選抜要領 p.116)

5 不登校の生徒などを対象とした特別な選抜要領

1 不登校の生徒などを対象とした特別な選抜の募集人員

実施要項の第7の1(20ページ)による。

2 学力検査

学力検査は、一般募集と同一時刻に、同一問題で行うものとする。

3 面接

(1) 面接の準備

ア 自己評価資料及び自己申告書の記載内容を検討し、面接の基礎資料を準備する。

イ 面接実施計画を作成し、質問内容・質問方法・評定の基準を定め、あらかじめ十分な打合せを行う。

(2) 面接方法

個人面接とする。

(3) 面接時間

原則として、志願者1人につき15分程度とする。

(4) その他

3(111ページ)に準ずる。その際、志願者の中学校での生活及び学習状況等について十分配慮する。追検査についても同様に実施する。

4 特色検査

特色検査を実施する学科、コース等においては、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜に志願する者に対して、4(114ページ)に従い、特色検査を実施する。

5 選抜

(1) 一般募集の選抜とは別途に行う。ただし、この選抜による入学許可候補者数は、一般募集における入学許可候補者数に含めることとする。

(2) 自己申告書を提出した者を対象に、調査書を資料とせず、学力検査の得点の合計、面接の得点、特色検査(実施する場合)の得点並びに自己申告書の内容を資料とする。自己評価資料は、面接の際の参考とする。

(3) 選抜においては、学力検査の得点の合計、面接の得点、特色検査(実施する場合)の得点並びに自己申告書の内容を資料として、当該高等学校、学科等の教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行い、各高等学校で取扱いを定める。

6 選抜に当たっての配慮事項

2つ以上の学科又はコース等を有する学校において第2志望を認めたときは、各高等学校で取扱いを定めて行う。

(様式7)

※

自 己 申 告 書

令和9年 月 日

(宛先)

_____ 高等学校長

本 人 氏 名 _____

保護者氏名（自署） _____

私は、貴校への志願に当たり、次のとおり申告します。（直筆のこと）

○特別な選抜を希望する理由

.....
.....
.....
.....

○学校・学科等志願の理由、高校生活への抱負など

.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

保護者記入欄（高等学校に理解してほしいことがらなど）

.....
.....
.....

「不登校の生徒などを対象とした特別な選抜」への出願を認めます。

令和9年 月 日

中学校名 _____

校長氏名 _____

印